

白石区複合庁舎で使用する電力 質問項目及び回答

種類	No.	質問項目	回答
入札	1	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)。	よろしいです。
	2	契約単価積算内訳書の基本料金小計欄について、こちらは小数点第3位以下の端数が生じる可能性がございます。小数点第3位以下の端数処理について、指定がございましたら教えてください。	両方も小数点第三位以下を切り捨てた値をご記入ください。
仕様	3	各施設について、自動検針装置は設置されているか。	設置されています。
	4	契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。	電力契約に影響する工事の予定はございません。
契約	5	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1か月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	可能です。
	6	一般送配電事業者が値上げの際、契約単価見直し協議に応じていただけますか。	経済事情の変化等により契約条件が著しく不適当となった場合については、契約書第12条に基づき、発注者と受注者協議の上、契約の全部又は一部を変更することは可能です。
	7	(権利義務の譲渡等)条文を以下に変更又は追加することは可能でしょうか。 『ただし、発注者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』	本市において、電力契約(単価契約)は当該事由における債権譲渡の承諾の対象外としているため、(権利義務の譲渡等)条文の内容に関し、変更又は追加はできません。
	8	計量日に関する条文を以下に変更又は追加することは可能か。 『計量は毎月1日午前0:00に行う。』	条文の変更又は追加はできませんが、計量日時につきましては契約書第9条に基づき、発注者と受注者が協議の上、各月ごとに定めるものとします。また、契約書に定めのない事項等については契約書第21条に基づき、協議の上定めることは可能です。
	9	契約保証金免除について① 札幌市契約規則第25条(3)規則によると「競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じとする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないことなるおそれがないと認められるとき」とございますが、規模とは何を指しますか。昨年度同様、予定使用電力量でしょうか。	契約の規模については契約電力及び予定使用電力量により判断いたします。
	10	契約保証金免除について② 札幌市契約規則第25条(3)契約保証金免除について、札幌市契約規則第25条(3)に該当する旨の証明の為に追加提出物がありますか。提出物がある場合、どのような書類をいつ、どのような形で提出すればよろしいでしょうか。	契約保証金免除の有無の判断にあたり書類の提出が必要となる場合は、契約の締結及び履行が認められる書類(例:契約電力及び使用予定電力量が記載された契約書並びに履行証明書等の写し)を入札後落札候補者となった後、郵送等により速やかにご提出ください。
	11	契約保証金免除について③ 札幌市契約規則第25条(3)過去2年間とはいつから数えて過去2年間を指しますか。(例:入札日より数えて過去2年、過去2年度の間、等)上記の過去2年間に供給終了日が入っている契約という認識でよろしいでしょうか。	開札日時点において、電力供給完了日から2年以内であることを指します。
	12	No.10Iに関連して、契約保証金免除となる証明の為、契約書の写しを提出する場合、機密保持の為に一部黒塗りは可能でしょうか(単価部分や単価が計算できる契約電力、使用電力量、契約総額のうちどれか一つを黒塗り等)。	確認項目(※)以外で、機密保持のため黒塗りすることは可能です。 ※確認項目は契約の相手先、契約期間、契約電力、予定使用電力量、電力種別です。
請求	13	請求書について、供給施設内に複数の入居企業がある場合、企業ごとに個別に請求書を発行する事ができないが、了承いただけるか。	複数の部局が入居しておりますが、請求書はまとめて1通で結構です。
	14	請求書は原則、翌月10日までにWEBサイト上で開示、15日までに原本の到着とし、請求書受領後30日以内(翌々月15日まで)の振込対応は可能か。なお、年度末でも同様の対応となるが可能か。	支払期限に関しましては、契約書第11条に基づき、請求を受けた日から30日以内に料金を支払うこととしております。なお、年度末でも同様の対応となります。
	15	請求書はWEBからのダウンロードにて対応いただけますか。	請求書には代表社印の押印が必要なため、原則郵送にてご提出いただけます。ただし、押印に替えて印刷等による印影の承認を受けている場合には、WEBからのダウンロードによる請求書の送付も可能ですので、落札決定後にご相談ください。また、承認手続きの詳細については、札幌市会計室会計管理課(011-211-2142)までお問い合わせください。
	16	検針結果は請求書の内訳をもって検針票(検針結果)に代えているが、了承いただけるか。	請求書の内訳をもって検針票(検針結果)に代えていただいても差支えございません。
その他	17	自家発補給電力の契約はあるか。ある場合は契約電力(kw)を提示いただきたい。	自家発補給電力の契約はございません。また、今後の調達見込みもございません。